特定生産緑地 (八千代市) の変更

八千代市告示 第116号

生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地を法第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和5年3月30日

八千代市長 服 部 友



1 解除箇所

番号	生産緑地番号	位置	既指定面積	解除する面積	解除後面積	指定図 番号
142 号	高津第 14 生産緑地地区	八千代市高津字北田地内	約 0.18ha	約 0.06ha	約 0.12ha	16 • 17 •
						19 • 20

2 解除区域

解除区域は特定生産緑地(八千代市)指定図表示のとおり。